

避難指示解除準備区域（南相馬市小高区）に複数の土地を所有していた申立人について、避難指示の解除時期のみではなく、除染時期や事後モニタリングの時期、仮置き場としての使用状況等も考慮し、物件ごとに算定した価値減少率を基に財物損害が賠償された事例。

1383

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下、「本件」という。）について、申立人X 1 及び申立人X 2（以下、両名を併せて「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

2 和解金

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目に対する和解金として、合計金 1 8 3 万 6 3 1 6 円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人らと被申立人は、第 1 項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 確認条項

申立人ら及び被申立人は、別紙記載の各財物について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償となる場合であっても、その支払にかかわらず、所有権は被申立人に移転しないことを相互に確認する。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが 1 通、被申立人が 1 通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成 3 0 年 5 月 1 0 日

（仲介委員 正國彦）

財物損害(土地)

区分	所在地	地目	地積(m ²)	和解金額
土地-1	南相馬市小高区〇〇	宅地	〇	789,575円
田-1	南相馬市小高区〇〇	田	〇	60,171円
田-3	南相馬市小高区〇〇	田	〇	79,625円
田-4	南相馬市小高区〇〇	田	〇	204,098円
田-5	南相馬市小高区〇〇	田	〇	57,643円
田-6	南相馬市小高区〇〇	田	〇	129,986円
田-7	南相馬市小高区〇〇	田	〇	201,920円
畑-3	南相馬市小高区〇〇	畑	〇	30,875円
畑-4	南相馬市小高区〇〇	畑	〇	158,666円
山林-1	南相馬市原町区〇〇	山林	〇	2,362円
山林-2	南相馬市原町区〇〇	山林	〇	8,942円
山林-3	南相馬市小高区〇〇	山林	〇	21,997円
山林-4	南相馬市小高区〇〇	山林	〇	28,157円
山林-5	南相馬市原町区〇〇	山林	〇	37,135円
山林-6	南相馬市原町区〇〇	山林	〇	13,317円
山林-7	南相馬市原町区〇〇	山林	〇	9,642円
山林-8	南相馬市原町区〇〇	山林	〇	2,205円

和解金額合計

1,836,316円